

社会福祉法人藤森福社会
役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤森福社会（以下「法人」という。）定款第8条の規定に基づき、役員に対する報酬及び費用の弁償（以下「報酬等」という。）について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第5条に規定する理事及び監事、評議員（以下「役員」という。）とする。ただし、法人が経営する施設の職員が理事に就任している場合は、当該理事は除く。

(支給金額等)

第3条 役員に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、理事会出席1回につき2,000円を支給する。
- (2) 費用の弁償は、理事会、評議員会、監事監査出席1回につき1,000円を支給する。
- (3) その他の用務で出張した場合は、社会福祉法人藤森福社会西福寺幼稚園旅費規定に定める額を支給する。

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。